

令和4年度支部事業計画（案）

分野	令和4年度（変更点を赤字で記載）	令和3年度
1. 基盤的保険者機能関係	<p>①健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 健全な財政運営に努めるとともに、協会の保険財政等について加入者や事業主の理解が得られるよう情報発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>②サービス水準の向上 （下部に移動）</p> <ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの 	<p>①健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 健全な財政運営に努めるとともに、協会の保険財政等について加入者や事業主の理解が得られるよう情報発信を行う。 <p>②サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、日々の業務量や優先度に応じて柔軟に対応できる業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの

<p>期間について、標準期間の 10 営業日以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者等の意見から支部の課題を見だし、迅速に対応する。 <p>■KPI：</p> <p>③限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き加入者等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関や市町村と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担限度額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 <p>④現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、マニュアルに基づき適正に履行する。 ・不正の疑いのある事案について、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を効果的に活用し、積極的に事業主への立入検査を実施する。 <p>⑤効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト 1 件当たり査定額の向上に取り組む。 	<p>期間について、10 営業日以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者等の意見から支部の課題を見だし、迅速に対応する。 <p>■KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.0%以上とする</p> <p>③限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き加入者等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関や市町村と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担限度額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 <p>④現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、マニュアルに基づき適正に履行する。 ・不正の疑いのある事案について、保険給付適正化プロジェクトチーム会議にて議論を行い、積極的に事業主への立入検査を実施するなど、重点的な審査を行う。 <p>⑤効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を推進する。
--	--

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

※ 電子レセプトの普及率は 98.8%（2020 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■KPI：

⑥柔道整復施術療養費等における文書照会業務の強化

- ・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。
- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、審査手順書に基づく医師の同意書の確認などを確実に実施するとともに、長期施術者等に対する文書照会を実施する。
- ・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況

■KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

- ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

⑥柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

を確認し適正化を図る。

■KPI：

(上部に移動)

⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、**早期**に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を強化する。
- ・未返納の多い事業所データ等を活用し、**事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。**
- ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

⑦あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進
・審査手順を最適化し、審査手順を徹底する。
・受領委任払制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

⑧返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を強化する。
- ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、令和3年10月から、これまで保険者間調整※1により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス※2の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

■KPI：

⑧被扶養者資格の再確認の徹底

- ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■KPI：

- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

⑨被扶養者資格の再確認の徹底

- ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を

	<p>⑨オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> <p>⑩業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付業務等について、業務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、日々の業務量や優先度に応じて柔軟に対応できる業務処理体制の定着化により、業務の生産性の向上を目指す。 <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>	<p>93.6%以上とする</p> <p>⑩オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。
2. 戦略的保	①第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 上位目標：メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	①第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 上位目標：メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合

<p>険者機能関係</p>	<p>(27.3%：平成28年度国への報告)を減少させ、全国平均以下(参考27.0%：平成28年度国への報告)にする。 ※ 該当者・予備群約400人減らす(平成28年度国への報告より算出)</p>	<p>(27.3%：平成28年度国への報告)を減少させ、全国平均以下(参考27.0%：平成28年度国への報告)にする。 ※ 該当者・予備群約400人減らす(平成28年度国への報告より算出)</p>
	<p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上(支部目標○○%)</p> <p>A. 被保険者(40歳以上)</p> <p>(a)生活習慣病予防健診 実施率○○%</p> <p>〈実施勧奨対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・健診機関に対し、健診の実施件数が目標を上回った際にインセンティブ(報奨金)を支払うことで健診の実施率向上を図る。 <p>(b)事業者健診データ 取得率○○%</p> <p>〈取得勧奨対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診データ提供依頼について、富山労働局及び富山県と連携した文書により勧奨を行うとともに、電話等により勧奨を行う。 ・事業所に対する事業者健診データの提供勧奨を健診機関等に委託する。 <p>B. 被扶養者</p> <p>(a)特定健康診査 実施率○○%</p> <p>〈実施勧奨対策〉</p>	<p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上(支部目標70.0%)</p> <p>A. 被保険者(40歳以上)</p> <p>(a)生活習慣病予防健診 実施率68.7%</p> <p>〈実施勧奨対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・健診機関に対し、健診の実施件数が目標を上回った際にインセンティブ(報奨金)を支払うことで健診の実施率向上を図る。 <p>(b)事業者健診データ 取得率12.2%</p> <p>〈取得勧奨対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診データ提供依頼について、富山労働局及び富山県と連携した文書により勧奨を行うとともに、電話等により勧奨を行う。 ・事業所に対する事業者健診データの提供勧奨を健診機関等に委託する。 <p>B. 被扶養者</p> <p>(a)特定健康診査 実施率31.3%</p> <p>〈実施勧奨対策〉</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の特定健康診査実施率向上のため、富山県内の出張健診について、前年度以上の開催回数を確保する。 ・自治体及び健診機関と連携し、特定健診とがん検診の同時実施会場を設け、被扶養者が受診しやすい環境を整備する。 ・宣言事業所等の事業主と連携し、文書等による被扶養者への受診勧奨を実施する。 <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>■KPI：</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の特定健康診査実施率向上のため、富山県内で33回以上の出張健診を実施する。 ・自治体及び健診機関と連携し、特定健診とがん検診の同時実施会場を設け、被扶養者が受診しやすい環境を整備する。 ・宣言事業所等の事業主と連携し、文書等による被扶養者への受診勧奨を実施する。 <p>■KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を68.7%以上とする ② 事業者健診データ取得率を12.2%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を31.3%以上とする</p>
<p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上（支部目標○○%） A. 被保険者 ・特定保健指導 実施率○○% （内訳）協会保健師実施分○○% アウトソーシング分○○%</p>	<p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上（支部目標30.5%） A. 被保険者 ・特定保健指導 実施率30.9% （内訳）協会保健師実施分7.5% アウトソーシング分23.4%</p>

B. 被扶養者

- ・ 特定保健指導 実施率〇〇%

〈保健指導の実施勧奨対策〉

- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- ・ 実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。
- ・ 情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
- ・ 検診車で健診を受けた被保険者に対して、健診当日における遠隔による特定保健指導の初回面談分割実施の更なる利用拡大を図る。
- ・ 特定保健指導該当者の減少のため、前年度の特定保健指導対象者に対し、健診3ヶ月前に生活習慣改善等を促す勧奨を行う。

〈保健指導の質の向上対策〉

- ・ 保健師、管理栄養士のスキルアップを図る研修を行う。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特

B. 被扶養者

- ・ 特定保健指導 実施率 20.2%

〈保健指導の実施勧奨対策〉

- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。
- ・ 実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。
- ・ 情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
- ・ 検診車で健診を受けた被保険者に対して、健診当日における遠隔による特定保健指導の初回面談分割実施の利用拡大を図る。
- ・ 特定保健指導該当者の減少のため、前年度の特定保健指導対象者に対し、健診3ヶ月前に生活習慣改善等を促す勧奨を行う。

〈保健指導の質の向上対策〉

- ・ 保健師、管理栄養士のスキルアップを図る研修を行う。

<p>定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。</p> <p>なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p> <p>■KPI：</p>	<p>■KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を 30.9%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 20.2%以上とする</p>
<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>A. 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果（血圧値・血糖値・LDL コレステロール値）で、「要治療」等と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者に対して、電話、文書により医療機関への受診勧奨を継続し勧奨結果の検証を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者の QOL の向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■KPI：</p> <p>B. 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病未治療者及び治療中断者のうち、糖尿病性腎症の可能性が高い者に受診勧奨を実施する。また、自治体及び主治医と連携し、保健指導を実施する。 	<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>A. 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果（血圧値・血糖値）で、「要治療」等と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者に対して、面談、電話、文書により医療機関への受診勧奨を継続し勧奨結果の検証を行う。 <p>■KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 14.0%以上とする</p> <p>B. 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病未治療者及び治療中断者のうち、糖尿病性腎症の可能性が高い者に受診勧奨を実施する。また、自治体及び主治医と連携し、保健指導を実施する。

<p>C. 「血圧治療薬」または「血糖治療薬」を服薬中だが血圧または血糖の値が高い方への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・服薬しているが健診結果で血圧または血糖の値が一定以上の方に対し、適切に服薬するよう注意喚起を行う。また、治療中断者に対しては医療機関への受診勧奨を行う。 	<p>C. 「血圧治療薬」または「血糖治療薬」を服薬中だが血圧または血糖の値が高い方への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・服薬しているが健診結果で血圧または血糖の値が一定以上の方に対し、適切に服薬するよう注意喚起を行う。また、治療中断者に対しては医療機関への受診勧奨を行う。
<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <p>A. 健康経営の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体及び経済団体等と連携した事業主への啓発を行い、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、宣言事業所を〇〇社、Step1 認定事業所を〇〇社まで拡大する。また、Step2 認定事業所についても、随時進捗を管理して拡大を図る。 <p>B. 健康企業宣言事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所健康度診断を用いて、宣言事業所をはじめとする加入事業所における従業員の健康度の見える化を支援する。 ・宣言事業所に対して、電話及び訪問により取組支援を行う。 ・宣言事業所に対して、一層健康づくりの取組が進むよう事業やツールの導入を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p>	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <p>A. 健康経営の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体及び経済団体等と連携した事業主への啓発を行い、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、宣言事業所を 600 社、Step1 認定事業所を 240 社まで拡大する。また、Step2 認定事業所についても、随時進捗を管理して拡大を図る。 <p>B. 健康企業宣言事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所健康度診断を用いて、宣言事業所をはじめとする加入事業所における従業員の健康度の見える化を支援する。 ・宣言事業所に対して、電話及び訪問により取組支援を行う。 ・宣言事業所に対して、一層健康づくりの取組が進むよう事業やツールの導入を行う。

<p>■KPI：</p>	<p>■KPI：健康宣言事業所数を 600 事業所以上とする</p>
<p>v) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進協議会を開催し、効果的な保健事業につなげる。 (削除) ・各種研修会や事業所へ積極的に講師を派遣し、事業所での健康づくりのための啓蒙啓発を行う。 ・県歯科医師会と連携し、歯科口腔衛生に対する意識向上と歯周病予防に向けて歯科健診受診の啓発を行う。 ・県薬剤師会と連携し、事業所に対して禁煙に関する啓発等の事業を行う。 	<p>v) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進協議会を開催し、効果的な保健事業につなげる。 ・富山県内で開催される市町村等が主催するイベントに参画し、健康測定・健康相談を行うことで健康づくりの啓発及び特定健診の重要性の周知を行う。 ・各種研修会や事業所へ積極的に講師を派遣し、事業所での健康づくりのための啓蒙啓発を行う。 ・県歯科医師会と連携し、歯科口腔衛生に対する意識向上と歯周病予防に向けて歯科健診受診の啓発を行う。 ・県薬剤師会と連携し、事業所に対して禁煙に関する啓発等の事業を行う。
<p>②広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険とやまにより定期的に広報を行うほか、加入者にとって丁寧でわかりやすいホームページの作成に努める。 ・支部の事業に関するニュースリリースを行い、マスコミを通じた広報を行う。 ・保険者協議会や県、市町村など関係機関と連携した広報を行う。 ・健康保険委員の拡大に向けた事業所への勧奨や、健康保険委員を対象とした健康づくり等に関する研修会を開催する。 <p>■KPI：</p> <p>③ジェネリック医薬品の使用促進</p>	<p>②広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険とやまにより定期的に広報を行うほか、加入者にとって丁寧でわかりやすいホームページの作成に努める。 ・支部の事業に関するニュースリリースを行い、マスコミを通じた広報を行う。 ・保険者協議会や県、市町村など関係機関と連携した広報を行う。 ・健康保険委員の拡大に向けた事業所への勧奨や、健康保険委員を対象とした健康づくり等に関する研修会を開催する。 <p>■KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 71.7%以上とする</p> <p>③ジェネリック医薬品の使用促進</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品軽減額通知を行うほか、加入者に対してリーフレットやジェネリック医薬品希望シールを配布する。 ・年齢階級別や薬効別、地域別の使用状況や本部から提供されたツールを活用し、医療機関や調剤薬局等への働きかけを行う。 ・富山県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、支部の取組等を積極的に発信する。 <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>■KPI：</p> <p>④インセンティブ制度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ制度の内容及び支部の課題について周知広報を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『『日本再興戦略』改訂 2015』や『未来投資戦略 2017』において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p> <p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品軽減額通知を行うほか、加入者に対してリーフレットやジェネリック医薬品希望シールを配布する。 ・年齢階級別や薬効別、地域別の使用状況や本部から提供されたツールを活用し、医療機関や調剤薬局等への働きかけを行う。 ・富山県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、支部の取組等を積極的に発信する。 <p>■KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で 81.5%以上とする</p> <p>※ 医科、DPC、歯科、調剤</p> <p>④インセンティブ制度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ制度の内容及び支部の課題について周知広報を行う。 <p>⑤パイロット事業</p>
--	--

<p>⑤地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、県及び4圏域で開催される地域医療構想調整会議や医療審議会等において積極的に意見発信を行う。 ・国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）の進捗状況を確認しつつ、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。 ・健康寿命日本一推進会議や保険者協議会、健康づくり県民会議、がん対策推進県民会議、地域・職域連携会議など各種協議会において加入者・事業主を代表する立場で積極的に意見発信を行う。 <p>iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト情報から多剤服用者等を抽出し、医薬品の適正使用に係る働きかけを行う。 ・加入者に対し、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師・薬局、こども医療電話相談（#8000）、大病院受診時定額負担等、適正受診の啓発を行う。 <p>【重要度：高】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度へ向けたパイロット事業を検討し、本部へ提案を行う。 <p>⑥地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、県及び4圏域で開催される地域医療構想調整会議や医療審議会等において積極的に意見発信を行う。 ・国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）の進捗状況を確認しつつ、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。 ・健康寿命日本一推進会議や保険者協議会、健康づくり県民会議、がん対策推進県民会議、地域・職域連携会議など各種協議会において加入者・事業主を代表する立場で積極的に意見発信を行う。 <p>iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト情報から多剤服用者等を抽出し、医薬品の適正使用に係る働きかけを行う。また、関係団体との連携の下、地域特有の医薬品使用状況等の把握を目的とした調査を実施する（令和3年度パイロット事業）。 ・加入者に対し、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師・薬局、こども医療電話相談（#8000）、薬剤情報の一元管理等、適正受診の啓発を行う。
--	--

	<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>■KPI：</p> <p>⑥調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体と連携し、国民健康保険のデータと協会のデータを用いて共同分析を行う。 ・加入者の医療費及び健診結果データをもとに支部の医療費や健康課題等を分析する。 ・外部有識者との協力連携を図り、調査研究を推進する。 	<p>■KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> <p>⑦調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の国民健康保険加入者と協会けんぽ富山支部加入者のデータを用いて共同分析を行う。 ・加入者の医療費及び健診結果データをもとに支部医療費等の状況を分析する。 ・外部有識者との協力連携を図り、調査研究を推進する。
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>①人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理を基本とした人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制度を適正に運用する。 <p>②OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修や重点的な分野を対象とした業務別研修を通して、必要なスキルを習得する。 <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の多能化を図り、業務の効率化を推進する。 <p>③支部業績評価の実施</p>	<p>①人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部が実施する評価者研修の伝達を行い、人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制度を適正に運用する。 <p>②OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修や重点的な分野を対象とした業務別研修を通して、必要なスキルを習得する。 ・支部内の部門間連携を強化するため、職員の係替えや勉強会等を実施する。 ・職員の互換性の向上を図り、業務の効率化を推進する。 <p>③支部業績評価の実施</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・運営方針を理解し、協会のミッションや目標への取組を徹底する。 ・目標と進捗状況の見える化を徹底する。 <p>④リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応したリスク管理体制を維持する。特に、情報セキュリティ対策については迅速かつ効率的な初動対応を行う。加えて、平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。 <p>⑤コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等の規律の遵守（コンプライアンス）については、職員に研修等を行い徹底する。 ・個人情報保護や情報セキュリティの遵守を徹底する。 <p>⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な在庫管理等により経費の削減に努める。 ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・調達審査委員会のもと、調達や執行を適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。 <p>■KPI：</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営方針を理解し、協会のミッションや目標への取組を徹底する。 ・目標と進捗状況の見える化を徹底する。 <p>④リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については迅速かつ効率的な初動対応を行う。加えて、平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。 <p>⑤コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等の規律の遵守（コンプライアンス）については、職員に研修等を行い徹底する。 ・自主点検等の実施により、個人情報保護や情報セキュリティについて徹底する。 <p>⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な在庫管理等により経費の削減に努める。 ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・調達審査委員会のもと、調達や執行を適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。 <p>■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が 4 件以下の場合は一者応札件数を 1 件以下とする</p>
--	--